

## プラトン著 『ソクラテスの弁明・クリトン』 (久保勉訳・岩波文庫)

### <作品の背景>

古代ギリシアの都市国家（ポリス）においては、公共の広場に集まって皆で議論をしていた。そこでは、民衆を信服させ満足させるような主張がもてはやされた。ソクラテスは当時のソフィスト達の詭弁を斥け、正しい論理の立て方を提起した。

ソフィストは雄弁の技術を教え、賢者を自称した職業的な教師。彼らは思考においても行為においても、何ら普遍的に通用する標準を認めざる極端な主観主義であり、相対主義であった。ソフィストらがひとえに聴衆の意を迎え、手段を選ばない成功術を授けようとした無理想、無主義なる態度は、畢竟絶対的真理ないし価値に対する信念の欠如に基づく。実際彼らが各人に教え得るところのものは、各人が自分に真と見え善と見えるものを他人にもそう思わせる弁論上の技巧以上に出なかったのである。

このソフィストの議論に対して、ソクラテスとプラトンは論争をした。『弁明』では、プラトンはその崇敬せる師が不正にも神々を信ぜず、かつアテナイの青年を腐敗せしめたとの罪名の下に、死刑を宣告されたが、その実彼は深く宗教的な人であり、また青年を向上せしめたことを示すと共に、彼が法廷においていかなる精神をもってまたいかなる態度をと調子をもって自らを弁明したかを描いた。

『クリトン』は死刑の宣告があった後、獄中においてソクラテスとその老友クリトンとの間に交わされた対話から成っている。この篇は、不正なる死の宣告を受けたにもかかわらず、なお喜んで死に至るまで国法を遵守した忠良なる公民としてのソクラテスの性格の一面を描写したものである。

## 『ソクラテスの弁明』

### <概要>

ソクラテスは、「アテナイの国家が信じる神々とは異なる神々を信じ、若者を墮落させた」かどで公開裁判にかけられることになった。以下その弁明が行なわれるが、まずソクラテスはこの裁判における訴状とは別に、従来からの彼に対する悪評に対する弁明を行う。続いて、本件の訴状に対する弁明を行う。その際、告発者の一人であるメロスに議論を仕掛ける。

ソクラテスの思想の核心には、人の関心と注意とを外的世界から内的世界へ、われらの本質かつ真の自己である魂に向けしめ、出来うる限り魂をよく育て上げ、よって、理性的基礎の上に立って神の信仰と道徳とを確立もしくは浄化し真に幸福なる生活を招来せんとする目的がある。その核心が、その後の弁明で展開されていく。

弁論が終わり、裁判官の投票が行われる。その結果ソクラテスは有罪となる。そして彼に科される刑罰についての主張が為されるが、彼はそれまでと同じように哀れみを乞うことなどせず堂々と意見を述べる。そして二度目の投票の結果、死刑が宣告される。

### <内容>

- 従来からのソクラテスの悪評（旧くから提起されている虚偽の弾劾）に対する弁明

・ソクラテスは地下ならびに天上の事象を探求し、悪事をまげて善事となし、かつ他人にもこれらの事を教授する。(3章)

←ソフィスト達とは異なり、彼はこの種の事については何も知らない。それゆえ、他人にこれらの事を教育して謝礼を要求することもない。(4章)

・何事がこのような名声と悪評をもたらしたのか？

…私はデルフォイの神託(ソクラテス以上の賢者はいない)を探求するため、賢者の世評ある人々をたずねて歩いた。しかし彼らは自らを賢者だと信じているけれども、その実賢明ではなかった。それに反して私は、自ら知らぬことを知っているとは思っていないかぎりにおいて、彼らよりも智慧の上で少しばかり優っている(知らないということを知っている=無知の知)。神託が意味するところは、人智の価値の僅少であることだと思われる。

・神意のままに歩き回り、賢者と思われる者を捉えてはその無知を論証するという行動は、神託を証明するための助力者としてするものである。そして彼は、こうした行動によって憎悪を受けるようになった。(6~10章)

#### ●メレトスらの訴状(新しい弾劾)に対する弁明

##### 罪1 ソクラテスは青年を腐敗させる

・メレトス：ソクラテスを除いたアテナイ人はみんな青年を善良かつ有徳にするが、ソクラテスばかりは彼らを腐敗させる。

←ソクラテス：馬をよく躡けることが出来るはごく少数の人(調教師)だけであり、大多数の人が馬を取り扱ったらかえってそれを悪くする。(12章)

・メ：ソクラテスは故意に青年を腐敗させたり悪い人間にしたりする。

←ソ：周囲の者から益よりも害を受けることを欲する者はいない。しかし私が交際ある誰かを悪に導けば、私自身彼から害を加えられる。このような禍害を自ら招くことなど信じられない。(故意でなく過失であったなら、告訴などせず教戒すれば済む)

(13章)

ダイモニヤ

罪2 ソクラテスは青年に国家の認める神々を認めないでその代りに他の新しい神霊を信ずるようにと教える

・メ：ソクラテスは他の神を信ずるのではなく、総じて神を信じない。(14章)

←ソ：この訴状の中には自家撞着がある。私は訴状にある通り神霊の働きを信じる故に、必然に神霊を信ずる者でなければならない。そして神霊は神々、もしくは神々の子であるから、私は神々を認めない者でしかも神々を認める者でもあるということになる。(15章)

●何故、現にそのために死の危険を冒しているような職業を職業とすることを恥辱とはしないのか

・人はいかなる位置にあっても、それが自ら最良と信じたものであれ、もしくはそれが指揮者によって指定されたものであれ、そこを、危険を冒しても固守すべきであり、恥辱に較

べては、死やその他の事の如きは毫も念頭に置いてはならない。(16章)

- ・神から受けた持場(愛知者として生き自己ならびに他人を吟味すること)を死のために抛棄したとすれば、私は神託に従うことを拒み、死を懼れ、従ってまた自ら賢ならずして賢人顔するが故に、神を信ぜぬ者ということになる。
- ・死を恐れるのは無知である証拠。死が悪いことか福であるかは分からないのに、悪だと決め付けるから。私はそれが悪であると知っている悪の代りに、それがあるいは福であるかも知れないようなことを、決して恐れたり避けたりはしない。

●何故、智慧の愛求に努めることをやめないのか

- ・それは神の命じたことであるから。神に対する私のこの奉仕に優るほどの幸福はない。
- ・私がやってきたことは、皆に向かつて、身体と財宝とに対する顧慮を、靈魂の最高可能の完成に対するそれより優先することのないよう勧告することと、徳は富からは生まれず、反対に人間にとって一切の善きものは、私的生活においても公的生活においても、徳から生ずることを附言することに他ならない。(17章)
- ・私のような人間を死刑に処するならば、諸君は私よりもむしろ諸君自身を害することになるだろう。なぜなら、アテナイ市を覚醒させるために神から授けられた賜物である私を処刑したら、諸君はその後の一生を通して眠り続けることになってしまうだろう。(18章)

●公的活動をしない理由

ダイモニオン しろし

- ・一種の神的で超自然的な徴〔声〕に諫止されるため。
- ・本当に正義のために戦わんと欲する者は、もし彼がたとえしばらくの間でも生きていようと思うならば、かならず私人として生活すべきであって、公人として活動すべきではない。政治において有徳な人にふさわしい行動をし、正義に与していこうとしたら、命を全うすることは出来ない。(19~21章)

●法廷で、同情を惹こうとしたり嘆願哀求したりしない理由

- ・それは私にとっても諸君にとっても、また国家全体にとっても不名誉なことである。いやしくも多少世に名声を博している者である以上、そんなことをすべきではない。(22章)
- ・裁判官は国法に従って事件を審理することを誓言している。教示と説得とによらずして哀願によって赦罪を得ようとすることは、その誓言を破らせようとする事なので許されない。(24章)

●有罪…どんな刑罰が科されるべきか

- ・私は、私のいわゆる最大善行を何人にも親しく個人的に行ってきた。かくの如き人間であるが為に私が当然受けるべきものは、何か良きものである。(26章)
- ・私は決して何人にも不正を行わないと自ら確信しているが故に、自分自身に不正を行って、自分は悪報を受けるべき者であるかのように自ら罪を宣し、相応の罰を提議するようなことは、思いもよらないことである。(27章)

●死刑

- ・死を脱れることは困難ではない、むしろ悪を脱れることこそ遥かに困難なのである。法廷

においても戦場におけると同様に、どんな真似をしてでも死を脱れようと図ることはすべきではない。(29章)

- ・有罪と断じた市民は、そうすればもはや自分達の生活について弁明を求められることがなくなるだろうと思ったからだが、ソクラテスの弟子達が彼らに対しいっそう激しく問責を加えるだろう。
- ・この事件においては、神からの警告の徴には接しなかった。つまり、今私の身に降りかかったことはきっと善い事である。死は一種の幸福であるという希望には有力な理由がある。よって、善人は楽しき希望をもって死に面し、また彼らに対しては生前にも死後にもいかなる禍害も起こり得ず、神々も決して彼の事を忘れることがないということを真理と認める必要がある。
- ・自分の息子たちが徳よりも富やその他のことを優先したり、本当はなに者でもないのに、ひとかどの者であるようなふりをするようなことがあったら、息子たちを罰し、私がみなさんを悩ませたように悩ませて欲しい(31～33章)

## 『クリトン』

### <概要>

刑の執行が迫るある夜明け前、ソクラテスの親友クリトンが獄舎を訪ねてきて、脱走を促す。しかしソクラテスはそれを拒否する。そして、正義に照らし合わせて脱獄という行為は認められるか、市民は国家が命ずることに必ず従わなければならないのか、といった議論が展開される。

### <内容>

- 誰の意見を尊重すべきか、また人はいかなる場合でも不正を行ってはならないのか
- ・多衆は最大の禍害も最大の福利も加えることは出来ない。彼らには他人を賢くする力もおろかにする力もない。彼らのすることは皆偶然の結果だ。(3章)
- ・万人の意見が尊重されるべきではなく、一部の意見は尊重されるべきであり他の者の意見は尊重されるべきでない。そして尊重に値するのは有益な意見であり、それは智者の意見だ。(6章)
- 正と不正と、醜と美と、善と悪とに関しても、その道の専門家がいるとすれば、そのただ一人の意見だけに、また真理そのものに従うべきである。素人である多衆の意見の方を重視したとしたら、不正によって害われるが、正によっては力づけられるあゝものが害われたり滅びたりする。そうなったら、人間には生きている甲斐はない。(7章～8章)
- ・一番大切なのは単に生きることそのことではなく、善く生きることであり、また善く生きることと美しく生きることと正しく生きることとは同じである。(8章)
- ・多衆の意見に関わりなく、また我々を待っている運命が現在以上に苛酷なものであっても安易なものであっても、とにかく不正を行うことはいかなる場合にもこれを行う者にとって悪であり恥辱である。
- ・たとえ自分が他人からどんな害を受けたにしても、人は何人に対してもその不正に報復し

たり禍害を加えたりしてはならない。(10章)

●国家の同意を得ずに逃げ出せば、国法と国家に禍害を加えることになる。

- ・脱走は、ソクラテスが彼の力の及ぶ範囲で、法律と国家組織の全体とを破壊する行動。一度下された法の決定が何の実行力もなく、私人によって破棄されるようなことがあっても、なおその国家は存立して転覆を免れることが出来ようか。(11章)

●市民が国法に服従しなければならない理由

- ・市民が生を受けたのは国法と国家のお蔭である。市民は、婚姻・生児の扶養と教育に関する国法によって生まれて育ったから。市民は国法の生みの子であり臣下である。
- ・祖国は市民の両親や祖先よりもっと貴く、神々や理性ある人々の間で他に越えて尊重されているものである。よって、それらに属することを否認するようなことをしたり、それらと同等の権利を持っていると信じたりしてはならない。それ故、国法が正当と信ずるが故に市民を滅ぼそうと企てたとしても、それに対し仕返しをすることは許されない。
- ・祖国が忍従を命ずるものは、何であろうと黙って受け入れることが市民の為すべきことであり、またそれが法の要求するところである。祖国に何か間違った行為があったときは、説得によってこれを改めさせようとするか、もしくはその命に従うか、どちらかを選択しなければならない。
- ・一人前の市民となった者には、自分で判断してアテナイを離れ好きなどころへ移住する自由がある。それにもかかわらずアテナイに留まっている者は、国法と国家の命ずるところの一切を履行することを行為によって約束した者である。(12～13章)  
そしてこの約束をしたのは、アテナイ人のうちでもなかならずソクラテスである。なぜなら彼は今までほとんどアテナイを離れなかったし、70年もの時間があつたのに他の都市に移住したりしなかったから。(14章)
- ・ソクラテスがもし今国法との合意を蹂躪して脱獄したら、その友達までが罪に問われる。また彼自身も、良い国法が行われている都市では国法の破壊者として見做され、無秩序な都市では奴隷のようになって生きるだけになるだろう。また、冥府についた後にも、冥府の法はソクラテスを親切に迎えてはくれまい。つまり、正義以外のことを重視すると、自分と友達と祖国と国法に禍害を加えることになり、それらを不幸にすることになる。(15～16章)

<報告者の感想>

- ・ソフィストが事実を歪曲したり詭弁を弄したりすることを批判し、議論に一定の筋道をつけようとしたソクラテスの議論は、多様な価値の中にある人間に指針を示すものとなりえた点で、まさに哲学の嚆矢としての重要性がある。
- ・しかしソクラテスの哲学は、他方で生命よりも正義や名誉を重んじるので、個人の尊厳

という概念が確立された現代においては、受け容れがたく感じられる。